

## 特殊詐欺対策電話機等設置費の一部を補助します

振り込み詐欺などの特殊詐欺の手口は悪質巧妙化しています。だまされなためための最も有効な対策は「犯人と話をしないこと」。そこで、特殊詐欺対策電話機など（自動応答録音機能を備えた電話機や装置）を設置する場合の費用の一部を補助します。

● 5月6日(木)から受付開始！

補助金の申請受付は5月6日(木)から行います。

● 対象者 次の全てに当てはまる人

● 市内に住民登録があり、実際に居住している

● 世帯全員が65歳以上（令和4年

3月末までに65歳になる人も含む）

● 市税を滞納していない

● 4月1日以降に機器を設置している

①（公財）全国防犯協会連合会の補助対象となる経費



### 特殊詐欺対策電話機

一般的な電話機にはない「通話拒否」「通話録音」などのボタンが備わっています



## 特殊詐欺対策電話機の一例

### 振り込み詐欺抑止装置

一般的な電話機につなぐことで、自動録音機能などを使用することができます



### 補助対象となる機器はこちらで検索

全国防犯協会連合会 優良防犯電話

検索

NTT 西日本 特殊詐欺対策サービス

検索

推奨する新品の優良防犯電話推奨品購入費用（スマートフォン、携帯電話機を除く）

② NTT西日本が提供する特殊詐欺対策サービスを利用するために必要な初期工事に関する費用

● 補助金額 補助対象経費（税込）の2分の1（100円未満切り捨て）、上限1万円

### 申請方法

消費生活センターへ申請書などを提出（郵送可）。不明な点は、購入前にお問い合わせください。

### 注意事項

● 申請後は自宅に電話し、詐欺対策機能が設定されていることを確認します。

● 申請期限は、機器設置後3カ月以内または令和4年3月31日のいずれか早い日までにとなります。

● 受け付けは先着順です。予算額に達し次第、終了します。

詳細は市HPをご覧ください



消費生活センター ☎ 65 - 1253

FAX 65 - 1255

## 新居浜ものづくりブランド・マイスターを認定

市内中小企業の高度な技術や製品を認定・支援する「第9回新居浜ものづくりブランド」、地域のものづくり産業を支える人材を認定する「第5回新居浜ものづくりマイスター」の認定式がリーガルイタルホテル新居浜で開催されました。

今回認定されたのは、ものづくりブランドに登尾鉄工(株)、ものづくりマイスターとして石川貴浩さん、津乘正典さん、淵上薫さん、松木昭治さんの4人です。

これにより、ブランドの認定は計41社54製品・技術、マイスターの認定は計20人となりました。



認定式（左から淵上さん、津乘さん、石川さん、登尾鉄工(株) ※松木さん欠席

産業振興課

☎ 65 - 1260  
FAX 65 - 1305

# 軽自動車税（種別割）の減免申請手続き

障がいがある人の軽自動車税（種別割）の減免申請を次の通り受け付けます。

## ■対象となる車両（二輪を含む）

4月1日現在で障がい者などが所有する車両（1人1台）

※知的障がい者、精神障がい者、18歳未満の身体障がい者の場合は、その人と生計を一にする人が所有する車を含みます。

## ■対象となる用途

- 障がい者本人が運転する場合
  - 障がい者と生計を一にする人が運転する場合
  - 障がい者のみの世帯の人を常時介護する人が運転する場合
- ※②と③は障がい者などの通学や通院、生活のために専ら使用するものに限ります。

## 軽自動車税（種別割）が減免される障がい程度

区分			障がいの程度	
			本人の運転	生計同一者・常時介護者が運転する場合
視覚障害	身体障害者	級	1～4	
	戦傷病者	項症	特別～4	
聴覚障害	身体障害者	級	2・3	
	戦傷病者	項症	特別～4	
平衡機能障害	身体障害者	級	3	
	戦傷病者	項症	特別～4	
上肢不自由	身体障害者	級	1・2	
	戦傷病者	項症	特別～3	
下肢不自由	身体障害者	級	1～6	1～3
		項症	特別～6	特別～3
	戦傷病者	款症	1～3	
体幹不自由	身体障害者	級	1～3・5	1～3
		項症	特別～6	特別～4
	戦傷病者	款症	1～3	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	身体障害者	級 1・2	
	移動機能	身体障害者	級 1～6	1～3
心臓・腎臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸機能障害	身体障害者	級	1・3	
	戦傷病者	項症	特別～3	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	身体障害者	級	1～3	
肝臓機能障害	身体障害者	級	1～3	
音声機能障害	身体障害者	級	3(無咽頭)	
	戦傷病者	項症	特別～2(無咽頭)	
知的障害	療育手帳	級	A	
精神障害	保健福祉手帳	級	1	

申請に必要な書類などの詳細は市HPをご覧ください



- 減免申請の手続き場所  
市民税課（市役所2階）
- 締切日 5月24日(月)
- 申請に必要なもの

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか（4月1日以前交付のもの）、納税義務者のマイナンバーが分かるもの、軽自動車税（種別割）納税通知書（5月上旬発送予定）、運転者の運転免許証、来庁者の本人確認書類、福祉事務所長による生計同一証明書（運転者が障がい者と別居の場合）

## ■マイナンバーカード 交付窓口の臨時開庁

5月8日(土)の8時30分～12時にマイナンバーカード窓口の臨時開庁を行います。

## ■窓口でできること

マイナンバーカードの交付（カード受け取りのみ）

## ■持参物

- ① 交付通知ハガキ
  - ② 本人確認書類（運転免許証など写真付き公的身分証明書1点、写真付きのものがない場合は保険証と年金手帳など2点）
  - ③ 個人番号通知カード（紙製）
- ※失くした場合も紛失届で手続きが可能です。

■その他 当日は庁舎東入口から入ってください。

詳細は市HPをご覧ください!!



市民税課 ☎ 65 - 1 2 2 4 FAX 65 - 1 2 5 5

市民課 ☎ 65 - 1 2 3 2 FAX 65 - 1 2 3 5

## 探そう！自分に合ったボランティア

4月1日からボランティア情報サイトを開設します。また、あかがねポイントの対象となるボランティア活動もあります。この機会に、ボランティア活動を行ってみませんか？

### ■ボランティア情報サイトとは？

「ボランティアを募集したい人」と「ボランティアを募集したい団体」をつなぐための情報サイトです。ボランティアに関する情報を1つに集約することで、より効率よく、それぞれのニーズにあった活動を探ることができます。

### ■ボランティアをしたくない人は？

① サイトから希望する活動を選択  
 ② 団体と連絡を取り、打ち合わせ  
 ③ ボランティア活動を行い、スマホアプリでポイント取得。またはスタンプカードに押印  
 ※スタンプカード利用者は事務局であかがねポイントに交換

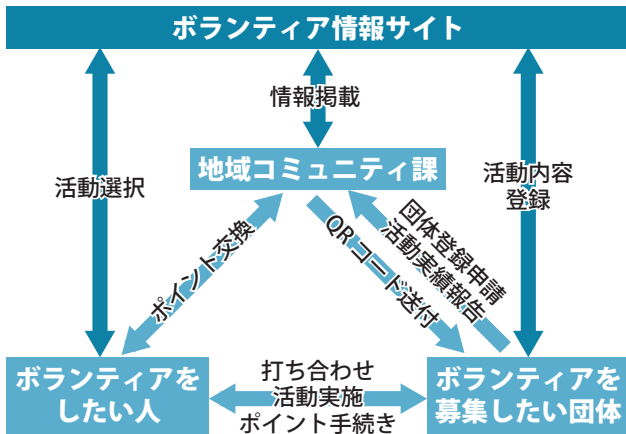
### ■ボランティアを募集したい団体は？

① 事務局で事前登録  
 ② 募集する活動内容を申請  
 ③ 事務局で申請内容確認後、情報サイトに掲載  
 ④ 事務局からあかがねポイント交換用のQRコードを受け取り  
 ⑤ ボランティアをしたくない人から連絡を受け、打ち合わせ  
 ⑥ 活動後、ボランティアした人にQRコードを読み取ってもらう  
 ⑦ 事務局宛てに活動実績を報告

### ■あかがねポイント対象のボランティア活動は？

登録団体が実施する、市内で無償で行われる公益的な活動。  
 例・スポーツ大会の運営補助、福祉施設でのレクリエーション活動支援 など

詳細は市HPをご覧ください



地域コミュニティ課

☎ 65 - 1218  
 FAX 65 - 1255

## ■自転車・歩行者道に案内看板が完成

明治26年に敷設された別子鉱山鉄道下部線。廃止までの84年間、本市の大動脈として大きな役割を果たし、現在は自転車・歩行者専用道路として親しまれています。

3月26日(金)、跡地に案内看板が完成。看板には地区の歴史的背景を掲載するとともに、内容の多言語翻訳をウェブで見ることができ、QRコードも併記。外国人観光客などにも対応しています。

### 看板設置場所

- ・西の土居町 (西の土居町 2-8)
- ・滝ノ宮停車場跡 (滝の宮町 2)
- ・土橋停車場跡 (土橋 2-13)
- ・山根停車場跡 (西連寺町 2-7)



観光物産課

☎ 65 - 1261  
 FAX 65 - 1305



# ■元氣もりもり教室でからだも心もいきいきと！

感染を防ぐために外出を控えて家に閉じこもり、生活が不活発になっている人が増えています。感染症対策をしっかりと行い、からだも心もいきいきとした生活を送りましょう！

## ■気を付けて！生活の不活発

高齢者は新型コロナウイルスに感染すると重症化するリスクが高いため、特に注意が必要です。ただ、感染を防ぐために外出を控えて家に閉じこもり、生活が不活発になっている人が増えています。

## ■生活が不活発になると…？

生活が不活発になると、健康な状態と介護が必要な状態の中間の段階であるフレイル（虚弱）を招き、要介護状態や寝たきりにつながる恐れがあります。

また、フレイルになると、転倒の危険性が高くなったり、感染症も重症化しやすくなったりします。

そのため、フレイルにならないように予防したり、フレイルになったとしても、改善に向けて対策に取り組んだりすることが大切です。

## ■元氣もりもり教室を利用しませんか？

仲間と一緒に運動をしたり、栄養改善、口腔機能向上、認知症予防といった、フレイルを予防・改善するための方法について学んだりすることで、自分の心身の状態を把握しケアする方法が身に付きます。また、高齢期のさまざまな健康課題に対処できるようになります。開催時期や会場などは下表をご覧ください。

※必要に応じ訪問指導があります

**対象** 65歳以上の市民

**期間** 週1回2時間程度を約3カ月間（全13回のコース学習）

**定員** 各会場25人（先着順）

**料金** 無料

**申し込み** 地域包括支援センターまたは各委託事業者に直接連絡してください。

※教室開催地区内に居住の利用者で、送迎が必要な人は問い合わせ

してください。

※各教室の開始前に事前説明会がありますので、必ず参加してください。

※感染症対策にご協力ください。詳しくは地域包括支援センターまで。

地区	時期・会場	委託事業者
川西	7月6日～10月5日 毎週(火) 9:45～11:45 地域交流センター ※事前説明会6月1日(火)	東京ネバーランドえひめ ☎ 31-5078
上部東	8～10月ごろ	ふたば会 ☎ 40-0515
上部西	9～11月ごろ	新居浜医療福祉生活協同組合 ☎ 40-5510
川東	10～12月ごろ	愛媛医療生活協同組合 ☎ 36-3671

※川西地区以外の時期・会場の詳細については、次号以降の市政だよりでお伝えします。



### 令和2年度元氣もりもり教室は感染症対策を行い実施しました

- ・マスク着用
- ・手指・備品の消毒
- ・体温確認
- ・新型コロナウイルス感染症に関するチェック項目の実施
- ・30分に1回の換気
- ・座席は人と人との距離を空けて配置

など

地域包括支援センター

☎ 65・1245  
FAX 33・5178

## ご利用ください！出前講座

令和3年度の出前講座メニューが決定しました。新たなメニューも加わりました。行政編、公共機関・公益企業編、市民・団体編の3種類があります。ぜひ、ご利用ください。

**対象** 市内在住者、通勤者、通学者、10人以上の団体など

**日時** 平日・休日を問わず、9時

～21時の間の2時間

**場所** 市内に限る

**料金** 行政編、公共機関・公益企業編は無料。市民・団体編はメニュー表を参照。

※メニュー表は、地域コミュニティ課、各支所、各公民館、生

者で用意してください。

涯学習センター、高齢者生きがい創造学園、ウイメンズプラザ、まちづくり協働オフィスに設置。市HPでも閲覧できます。

**申し込み** 申込書に必要事項を記入の上、郵送、持参、FAX、メールで地域コミュニティ課へ申し込み。

その他 開催場所、準備物は申込者で用意してください。

## 令和2年度の出前講座



マレーシアの魅力を探ろう！



悪質商法にご用心

## 5月11日は人権のつどい日です

誰でも自由に参加できます。事前の申し込みなど必要ありません。気軽に参加してください。

**日時** 5月11日(火)

**時間** 19時30分～21時

**場所** 瀬戸会館(瀬戸町7番30号)

**定員** 50人 **料金** 無料

**申し込み** 不要

※マスクを着用してご参加ください

**講師** 鴻上基志(市人権啓発指導員)

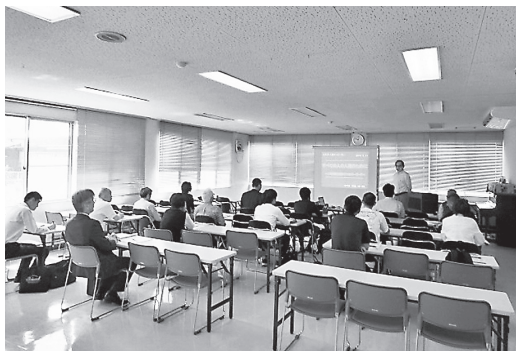
非常に残念なことながら、現在もお差別をはじめさまざまな人権課題が残っています。

差別問題の解消のためには、「差別問題を自分の問題として捉える」ことがとても大切です。どうすれば自分の問題として、知識や理屈ではなく、体感できるのかということを、「誰のために差別をなくすのか?」という視点から、一緒に考えてみませんか?

無理に発言を求めることはありません。気軽にご参加ください。

【STOP! コロナ差別 愛顔を守ろう!】

・感染者や医療従事者とその家族などへの差別、偏見、誹謗中傷は、絶対にやめましょう!



「人権のつどい日」  
明るい雰囲気、人権について考えています

地域コミュニティ課

☎ 65・1218

FAX 65・1255

人権教育課

☎ 65・1243

FAX 65・1306